

第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質 使用製品の実績・予定数量等に係る届出要領

平成29年2月

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

※第二種特定化学物質の届出については、下記 URL をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

1. 届出要領
2. 様式
(各種様式、第2種特定化学物質一覧、国・地域別コード表、都道府県コード表、
化学物質用途分類表等)
3. 届出者等整理コードの取得について

目 次

I. 記入に当たっての主な注意事項	・・・	1頁
II. 届出書の記入要領、届出方法	・・・	3頁

I. 記入に当たっての主な注意事項

本要領は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 法律第 117 号。以下「化審法」という。）」に基づく第二種特定化学物質の製造（輸入）予定数量及び第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量の届出並びに第二種特定化学物質の前年度の製造（輸入）実績数量等の届出を行うためのものです。

なお、監視化学物質（旧：第一種監視化学物質）、一般化学物質及び優先評価化学物質の届出書の作成方法については、「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の記載要領」を参照してください。

注意点 1

化学物質の管理区分（名称）と届出の要否について

改正前の管理区分	改正法での管理区分 (平成 23 年度以降の届出)	製造・輸入数量 の届出の必要性
第一種監視化学物質	監視化学物質（名称変更）	必要 (改正前と同様)
第二種特定化学物質	第二種特定化学物質（改正前と同様）	必要 (改正前と同様)
第二種監視化学物質	一般化学物質、優先評価化学物質 「優先評価化学物質」は以下の URL をご覧ください。 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html	必要
第三種監視化学物質		必要
既存化学物質		必要
新規公示化学物質		必要
判定通知を受けた、公示前の新規化学物質	一般化学物質	必要

※第二種監視化学物質および第三種監視化学物質は平成 23 年 4 月 1 日に廃止されました。

注意点 2

届出の様式および用途番号について

- ① 第二種特定化学物質の製造（輸入）数量等の届出、及び第二種特定化学物質使用製品の輸入数量等の実績届出は、「様式第 13」（監視化学物質と共通の様式）により平成 28 年度の実績の届出を作成し、平成 29 年 4 月 1 日～6 月末日までに提出してください。
- ② 平成 29 年度の第二種特定化学物質の製造（輸入）予定数量及び同使用製品の輸入予定数量の届出並びにこれらの予定数量の変更は、「様式第 14」により作成し、製造又は輸入を行う日の 1 ヶ月前までに提出してください。なお、平成 29 年 4 月以

降に製造・輸入を予定している事業者におかれましても、可能な限り平成 29 年 2 月末日までに提出してください。

- ③用途番号は全区分（一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質）共通となっています。詳細につきましては下記 URL を御参照ください。

【（別冊）用途番号掲載 URL】

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/todoke/2toku/2toku_manual_110419_annex.pdf

注意点 3

届出を行わなかった場合等の罰則について

本届出は、化審法の規定に基づき第二種特定化学物質を一定数量製造し、又は輸入（第二種特定化学物質使用製品を含む）しようとする者及びした者に義務付けられているものです。届出を行わない若しくは虚偽の報告をした場合又は届出した予定数量以上に製造・輸入を行った場合等には罰則が定められています。

【罰則規程】

法律第 58 条第 4 号：1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金、又はこれを併科（予定数量の届出義務違反及び予定数量の超過）

法律第 60 条第 2 号：30 万円以下の罰金（実績数量の届出義務違反及び虚偽の届出）

法律第 61 条第 2 号：法人重科の場合、予定数量の届出義務違反及び予定数量の超過については 5000 万円以下の罰金、実績数量の届出義務違反及び虚偽の届出については 30 万円以下の罰金

法律第 62 条第 1 号：20 万円以下の過料（予定数量変更の届出義務違反及び虚偽の届出）

II. 届出書の記入要領、届出方法

(1) 届出の対象者

第二種特定化学物質を国内で製造し、又は輸入しようとする者及び第二種特定化学物質使用製品を輸入しようとする者はその1ヶ月前までに予定数量等を、予定数量を超えて製造・輸入を行う場合には事前に製造数量等の変更を、第二種特定化学物質を前年度に国内で製造し又は輸入した者は、その数量等を4月1日～6月末日までにそれぞれ届け出なければなりません。

具体的には以下のとおりです。

管 理 区 分	届 出 対 象 者
第二種特定化学物質	製造又は輸入をしようとする者（予定数量を届出） 予定数量を変更しようとする者（予定変更を届出） 製造し又は輸入した者（製造・輸入実績等を届出）
第二種特定化学物質 使用製品	輸入をしようとする者（予定数量を届出） 輸入予定数量を変更しようとする者（変更を届出） 輸入した者（製造・輸入実績等を届出） <u>使用製品の場合には、製品の重量ではなく、当該製品に含有されている第二種特定化学物質の重量を届出します。</u>

また、以下の場合には、右側に記載した者が届出対象者となります。

- ① 第二種特定化学物質等の製造委託契約を結んでいる場合・・・製造した受託者
- ② 製造者間で第二種特定化学物質等の融通が行われた場合・・・製造した者
- ③ 他の者の代行で第二種特定化学物質等を輸入した場合・・・輸入した受託者

(2) 届出期間

予定数量の届出	製造又は輸入を行う日の1月前まで
予定数量の変更届出	届出した予定数量を超える前（数量減少の時は不要です）
実績数量の届出	4月1日～6月末日（郵送の場合は、6月末日の消印有効です。）

(3) 届出単位

届出の単位は キログラム(kg)です。前年度の製造・輸入量の合計が 1.0kg 以上になる物質が届出の対象となります。端数がある場合には、小数点第1位を四捨五入した数値で届出を行ってください。（例：170.2kg の場合は 170kg、1.5kg の場合は 2kg となります。）

なお、同一の製造・輸入者が、同一の第二種特定化学物質等を、複数の事業所で製造・輸入した場合や、異なる部門で製造・輸入した場合には、化学物質ごとに全社の製造・輸入数量を集計して届出を行ってください。（同一事業者の異なる事業所間を移送された場合等に届出漏れや重複が生じないように注意してください。）

(4) 届出内容の記入

記入例及び記入要領に倣い、物質ごとに様式第 13 又は様式第 14 に必要事項を記入してください。

なお、届出内容について後日照会する場合がありますので、届出書の末尾には必ず担当者氏名、所属部署、連絡先の記載をお願いします。

また、届出を行った内容に変更が生じる場合には、届出書の提出先に連絡してください。

(5) 届出方法

【届出書等の様式掲載 URL】

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

① 書面により提出する場合

様式第 13「監視化学物質等製造数量等届出書」、又は様式第 14「第 2 種特定化学物質製造（輸入）予定数量届出書又は変更届出書（第 2 種特定化学物質使用製品輸入予定数量届出書又は変更届出書）」に必要事項を記載の上、p.5 の提出先まで郵送又は持参してください。

② ディスク（CD-R、DVD-R 等）により提出する場合

「様式第 21 光ディスク提出票」に必要事項を記載して代表者印（社長印）を押印したもの 1 通及び当該届出に規定すべきこととされている事項を光ディスクに記録したものを、p.5 の提出先まで郵送又は持参してください。

なお、光ディスクで第二種特定化学物質の届出を行う場合は、一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出とは別の光ディスクを使用してください。

③ 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用した電子申請で提出する場合

現在、システムの都合により第二種特定化学物質の電子申請による届出を中止しております。ご迷惑をおかけしますが、上記①書面又は②光ディスクの方法で提出してください。

(6) その他（事例）

①届出が「必要」な場合

- (a) 製造又は輸入を行っていた化学物質が、新たに第二種特定化学物質として指定された場合。
(28年度は新たに第二種特定化学物質に指定された物質はありません。)
- (b) 第二種特定化学物質を試薬として出荷したが、出荷先等で試験研究用途以外に使用された場合。
- (c) 第二種特定化学物質を全量他の化学物質に変化させることを目的として、ある事業所で製造し、自社の他の事業所に移送する場合。

②届出が「不要」な場合

- (a) 第二種特定化学物質等を「食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品医療機器法(旧薬事法)」に該当する用途向けに出荷した場合及び試験研究のために製造又は輸入した場合。
- (b) 第二種特定化学物質をある事業所で製造し、同一の製造者が同一事業所内でその全量を第二種特定化学物質以外の化学物質に変化させた場合。
- (c) 第二種特定化学物質の製造・輸入量の合計が1kg未満の場合。
- (d) 第二種特定化学物質を国内から購入した場合、又は精製等のみを行った場合。
- (e) 第二種特定化学物質を再生利用目的で化学反応を経ることなく得た場合。

(7) お願い

様式第14により製造輸入数量の予定を届出したが、その実績が1.0kg未満であって様式第13による届出対象にならない場合、その旨をメールまたは電話でご連絡ください。ご協力をお願いします。

◎提出及び問い合わせ先

【提出先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 製造産業局 化学物質管理課
化学物質安全室 安全管理担当
電話：03-3501-0605（直通）
FAX：03-3501-2084

【問い合わせ先】

- ①届出に関する質問等 E-mail：qqhbbfa@meti.go.jp
- ②届出者等整理コード関連 E-mail：kashinhou-junbi@meti.go.jp